

契 約 書 (案)

新潟県保健環境科学研究所（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の事項によりトリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置（以下「機器等」という。）の賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、機器等の賃貸借契約に関し、この契約書に定めるところによりこれを履行しなければならない。

（賃貸借に係る機器等）

第2条 甲が、乙から有償で借り受ける機器等は、別紙「賃貸借機器等明細書」に掲げる機器等とする。

（賃貸借料）

第3条 機器等の賃貸借料は、月額 円（うち消費税および地方消費税は 円とする。）とし、契約期間全体の賃貸借料の総額は、 円（うち消費税および地方消費税は 円とする。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は 円とする。
ただし、新潟県財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

（契約期間）

第5条 契約期間は、令和9年1月1日から令和14年12月31日までとする。

（機器等の設置）

第6条 機器等の設置場所は、甲の指定する場所とする。
2 乙は、甲の指定する期日までに機器等を設置場所に搬入し、試運転を行った後、正常な状態で甲に引き渡しものとする。
3 機器等の引き渡し前に発生した物件の滅失、破損、変質その他一切の損害は乙の責任とする。

（権利の譲渡等の制限）

第7条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に係る権利及び義務並びに業務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承させ、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は本契約に関連して知り得た事項又は第三者の秘密を漏らしてはならない。

（調査協力等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、物件の状況について随時に調査をし、乙に対して所用の報告書若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(機器等の保守)

第 10 条 乙は機器等を正常な状態で使用できるよう、適切な保守管理を行い、常に正常な機能の状態を維持すること。

2 乙は、甲より機器等の故障等の連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣するなど必要な措置を講ずるものとする。

3 機器等が正常な使用において故障した場合の修理費用は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により故障した場合の修理費用は、甲が負担するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第 11 条 乙は、第 3 条の月額賃貸借料を翌月に書面をもって請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰する理由により賃貸借料の支払が約定期間内に行われない場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により決定された率の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 契約期間中に、本契約に係る甲の予算について減額又は削減があったとき。

(2) 前号のほか、1 か月の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第 13 条 甲は、前条第 1 項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が契約に定める条項を履行しないとき。又は契約に違反したとき。

(2) 乙が故意又は過失により、甲に損害を与えたとき。

2 前項各号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わない。

第 14 条 甲は、第 12 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以

下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前 2 項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第 15 条 第 13 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号若しくは第 2 項各号の規定により契約を解除された場合において、甲に損害が生じた場合は、乙はこの損害を賠償しなければならない。なお、この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第 16 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は天災その他の不可抗力により契約の目的を達成できないと認められるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(善管注意義務)

第 17 条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 甲は、機器等を紛失、又は甲の責任に帰すべき理由により使用に耐えない状態にしたときは、甲はその損害を乙に賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(機器等の返還)

第 18 条 甲は、契約期間が満了した場合、又は第 13 条及び第 14 条の規定により契約が解除された場合は、速やかに機器等を乙に返還しなければならない。

2 乙は、機器等の返還に際して、乙の費用負担において、これを行うものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 19 条 天災その他の不可抗力により機器等に損害を生じたときは、乙は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においては、これらの復旧に要する費用は甲乙協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、新潟県財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議の上、決定する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市西区曾和 3 1 4 - 1
新潟県
新潟県保健環境科学研究所長 水戸部 英子 印

乙 所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

賃貸借機器等明細書

名 称	トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置		
数 量	一式		
主要構成、 規格及び 数量	トリプル四重極質量分析装置 〇〇株式会社	〇〇	1 台
	高速液体クロマトグラフ 〇〇株式会社	〇〇	1 式
	制御及び解析コンピュータ 〇〇社	〇〇	1 式
	その他付属品 〇〇会社	〇〇	1 式